



2005-007
2020年5月29日

企業主導型保育事業 ご担当者様

公益財団法人児童育成協会

2020年度企業主導型保育事業（利用者負担額減免臨時給付費） の助成について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年5月12日付内閣府子ども・子育て参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について」にてお示ししている利用料減免に関する支援については、内閣府において実施要綱を、児童育成協会において助成要領を改正し、新たに「利用者負担額減免臨時給付費」を創設した上で、利用料の減額分の助成を行うこととしております。

「利用者負担額減免臨時給付費」については、これまで、本年7月以降に月次報告の再申請をしていただいた上で交付することとしていましたが、事業実施者による安定的・継続的な施設運営を確保する観点から、助成支援をできる限り速やかに行うため、まずは6月分概算交付申請に基づく概算交付（4月分・5月分・6月分）を行い、その後、月次報告の再申請により、精算交付（差額分の追加交付など）を行うことといたしました。

詳細については、下記のとおりとなりますので、内容（「6、留意事項」に記載している別途資料含む）をご確認いただき、円滑な事務手続きについてご協力をお願いいたします。

記

- 1、申請期間 2020年6月1日～10日

- 2、申請方法 6月分概算交付申請
「減免臨時給付費」の欄に4月、5月、6月それぞれの金額を入力すること
（「減免臨時給付費試算シート」に必要項目を入力して試算が可能です）。

※ 「減免臨時給付費試算シート」はポータルサイトに掲載しています（別紙参照）。なお、申請の際に添付は不要です。

※ 4～6月分の利用者負担額減免臨時給付費を6月分概算交付申請にて申請してください。

※ 概算交付申請にて助成を行うため、別途精算の手続きが必要となります。このため、本給付費を概算交付申請する事業者については、4～5月分月次報告の再申請を必須の申請といたします。月次報告の再申請はシステム改修の関係上、7月1日以降の申請となります。



- 3、助成対象 以下のいずれも満たす児童
- ・新型コロナウイルス感染症により施設が臨時休園等した場合や、感染の防止等を図るため施設等から登園自粛を要請されたことなどの事由により、施設を欠席した児童
 - ・施設利用給付費の助成対象とならない児童
- ※いわゆる無償化の対象とはならない児童
- 4、対象期間 当面、2020年4月分から6月分までの3カ月
- 5、助成額 以下の計算式により算出した額を月額として助成します。
- ただし、施設における通常の利用料の金額が、算出された額を下回る場合には、当該利用料の金額を助成します。

【週7日開所】

年齢区分ごとの利用者負担相当額×該当児童の欠席日数÷30日

【週7日未満開所】

年齢区分ごとの利用者負担相当額×該当児童の欠席日数÷25日

【週6日未満開所】

年齢区分ごとの利用者負担相当額×該当児童の欠席日数÷20日

(参考) 利用者負担相当額

| 年齢区分 | 0歳児 | 1, 2歳児 | 3歳児 | 4歳以上児 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 金額 | 37,100 | 37,000 | 26,600 | 23,100 |

※月途中入退所の児童、定期的な利用のない児童の場合は、その日数に応じて上記の利用者負担相当額が日割り計算されます。

(例) 通常の利用料が37,100円(乳児)の週7日開所施設において、乳児が10日間登園自粛要請により欠席した場合の利用者負担額減免臨時給付費の助成額。

計算式: $37,100円 \times 10日 \div 30日 = 12,360円$

通常の利用料(37,100円)が、計算式により算出された額以上の金額であるため、12,360円を助成します。

当該施設においては、乳児の保護者の利用料から、助成額12,360円以上の金額を減額(既に利用料を徴収している場合には、保護者に返還)していただくこととなります。



6、留意事項

- ① 「利用者負担額減免臨時給付費」については、令和2年5月12日付内閣府子ども・子育て参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策に伴う企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について」及び「新型コロナウイルス感染症対策に伴う利用料の減額支援について」（FAQ）（いずれも企業主導型保育事業ポータルサイト内に掲載）を参照ください。
- ② 利用料減免の実態の確認のため、指導監査による立入調査時に関係書類を確認する予定ですので、ご注意ください。
- ③ 月次報告の再申請の申請方法等詳細については、追ってご案内いたします。
- ④ 新型コロナウイルス感染症により施設を臨時休園等した場合における運営費等の取扱いについては、令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により企業主導型保育施設を臨時休園等した場合の運営費等の取扱いについて」（企業主導型保育事業ポータルサイト内に掲載）の1. を参照ください。

以上

【お問い合わせ】

企業主導型保育事業本部 審査部

電話 03-5357-1139

(9:45~17:15)

お問い合わせフォーム <https://www.kigyounaihoiku.jp/contact>



【入力該当箇所】

(画面2) 基本分カレンダーの下

| | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
| 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | - | |

| | | | |
|---------|--|---------|--|
| 施設利用給付金 | | 減免臨時給付費 | |
| 基本分積算 | | ・4月分 | |
| | | ・5月分 | |
| | | ・6月分 | |

一時保存

企業主導型保育事業ポータルサイト
通知・様式ダウンロード>4.電子申請の運用
>運営費「利用者負担相当額減免臨時給付費
計算シート」を基に算出した各月の減免臨時
給付費金額を入力してください。